# 令和5年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画 策定支援業務プロポーザル評価要領

#### 1. 趣旨

本要領は、令和5年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務を 実施する事業者をプロポーザルで特定するにあたり、令和5年度 第三期隠岐の島町子 ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領に定めるもののほか、最優 秀提案者、優秀提案者を選定するための評価基準を示すものである。

## 2. 評価方法

本要領に基づいて第一次審査(資格審査・書類審査)及び第二次審査(企画提案書審査及びプレゼンテーション・ヒアリング)の2段階で行い、第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の審議により最優秀提案者1名、優秀提案者1名を選定する。それぞれの審査は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 第一次審査【資格審査・書類審査】

- ア. 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。
- イ. 第1次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者に、電子メールで通知する。また、第2次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。
- ウ. 第1次審査の評価基準は、次のとおりとする。
  - ・参加資格及び適格要件を満たしているか。
  - ・必要書類・記載事項が整っているか。
- エ. 応募者が5者以上になった場合は、下記の項目で上位5者を選定するものとするものとする。

審査項目と配点割合、評価点数は、次のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数					
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	
業務実績	受託業務の規模や内容を 総合的に判断	15	12	9	6	3	
業務実施体制	的確に業務を遂行できる 体制や配置される従事者 の実績・能力等の状況	10	8	6	4	2	

# (2) 第二次審査【企画提案書審査及びプレゼンテーション・ヒアリング】

ア. 第1 次審査で選考された事業者による、審査委員会委員へのプレゼンテーションを 行い、最高評価の1事業者を契約候補者とする。

# イ.審査の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

# ウ. 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評 価 項 目	評価点	評価基準	
業務実績	15 点	別表 1	
業務実施体制	15 点	別表1	
テーマ別企画提案書	40 点	別表 2	
プレゼン等	15 点	別表 3	
参考見積	15 点	別表 3	

# 工. 評価基準

各評価項目の評価基準については、次のとおりとする。

### 別表 1

評 価 基 準 1

		評価及び評価点数					
評価項目	評価の着眼点	極めて 良好	良好	普通	やや不 十分	不十分	
業務実績	受託業務の規模や内容を 総合的に判断	15	12	9	6	3	
業務実施体制	的確に業務を遂行できる 体制や配置される従事者 の実績・能力等の状況	15	12	9	6	3	

#### 別表 2

評 価 基 準 2

	評価の着眼点		評価及び評価点数					
評価項目			極めて 良好	良好	普通	やや不十分	不十分	
企画提案書	テーマ1	的確性	5	4	3	2	1	
		実現性	5	4	3	2	1	
	テーマ2 的確性 実現性	的確性	5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1		

	テーマ3	的確性	5	4	3	2	1
	7-49	実現性	5	4	3	2	1
	テーフィ	的確性	5	4	3	2	1
	テーマ4	実現性	5	4	3	2	1

的確性:テーマに対し、的確な提案となっているか。 実現性:提案内容は、理論的であり、実現性があるか。

#### 別表 3

#### 評価基準3

評価項目		評価及び評価点数					
	評価の着眼点	極めて 良好	良好	普通	やや不十分	不十分	
プレゼン等	分かりやすいプレゼンテーションとなっているか。能力の高さはうかがえるか。業務に対する熱意、わかり易さ、態度はどうか。質問内容を正確に把握できているか。回答は過不足なく、わかり易いか。	15	12	9	6	3	
参考見積	業務コストの妥当性	15	12	9	6	3	

- オ. 実施方法については、以下のとおりとする。
  - ① (実施方法)
    - ・プレゼンテーション20分以内
    - •質疑応答10分以内
  - ② (留意事項)
    - ・プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は3名以内(パソコン操作員含む)とする。
    - ・プレゼン等は公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
    - ・パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、 提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びス クリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。